

議員提出議案第1号

重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設等を求める意見書

地方自治法第99条及び狭山市議会会議規則第14条の規定により、標記のことについて別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年9月30日

狭山市議会議長 太田博希様

提出者	狭山市議会議員	町田昌弘
	同	笹本英輔
	同	三浦和也
	同	千葉良秋
	同	福田正
	同	酒井英男
	同	豊泉正人
	同	加賀谷勉
	同	広山清志
	同	船川秀子
	同	関根弘樹
	同	大沢えみ子
	同	衣川千代子
	同	橋本亜矢
	同	金子広和
	同	大島政教
	同	菅野淳
	同	内藤光雄
	同	土方隆司
	同	田中寿夫
	同	丸橋ユキ

## 提案理由

重度心身障害者に対する医療費助成制度について、地方単独事業であることによるサービス水準に格差が生じることは望ましくないことから、国に対して、全国一律の制度設計を進めるよう求めるため、この案を提出するものである。

## 別紙

### 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設等を求める意見書

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障害のある方とその家族の経済的な基盤の確立が不可欠である。

こうしたなかで、重度心身障害者に対する医療費助成制度は、障害により医療機関にかかる機会の多い重度心身障害者やその家族の経済的負担を軽減するために必要不可欠な制度である。

しかし、当該制度は地方単独事業であるため、各自治体で受給対象者、助成対象範囲、助成方法などが異なっており、自治体の財政力等により、そのサービス水準に格差が生じることは望ましくない。

よって、国においては、重度心身障害者に対する医療費の助成について、全国一律の制度設計を進めるよう、以下のとおり強く要望する。

## 記

- 1 国として、身体・知的・精神障害者を対象とする統一した重度心身障害者に対する公費負担医療費制度を創設すること
- 2 国として、上記制度が創設されるまでは、各自治体が実施している重度心身障害者医療費助成制度に対する財政支援を手厚く講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

埼玉県狭山市議会

## 提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣